令和6年度 第2回小平市図書館協議会要録

- 1 日 時 令和6年7月16日(火)午後2時から4時まで
- 2 会 場 中央図書館 2階会議室
- 3 出 席 者 委 員:落合会長、伊藤副会長、神子委員、栗林委員、石井委員、海老名委員、丹治 委員、溝口委員、菅野委員、岡本委員 計10名

事務局:利光中央図書館長、藤田(中央図書館長補佐兼庶務担当係長)、吉崎(小川西町図書館長)、菅家(中央図書館サービス担当係長)、田中(中央図書館資料担当係長)、小林(中央図書館歴史公文書・調査担当係長)、加納(上宿図書館長)、横山地域コミュニティ担当課長、大久保(市民協働・男女参画推進課市民協働・市民活動推進担当) 計9名

- 4 傍聴者 1名
- 5 配付資料

・小平市立図書館職員の異動について	(資料No.1)
・(仮称)小川複合施設条例等の制定・改正イメージについて	(資料No.2-1)
・(仮称)小川複合施設の指定管理に係る仕様書等内容のイメージ	(資料No.2-2)
・小川駅西口新公共施設等の概要	(資料No.2-3)
・小平市立図書館行事等の報告と今後の予定	(資料No.3)
・令和6年度小平市立図書館蔵書点検 前回との対比(主要数値)	(資料No.4)
・第5次子ども読書活動推進計画(案)の報告・検討について	(資料No.5)
· 令和 5 年度 小平市立図書館事業統計	(資料No.6)

6 議事

- (1) 報告事項
 - ①小川駅西口新公共施設等に関する条例等のイメージについて(資料No.2)
 - ②図書館運営状況について
 - ・図書館行事等の報告と今後の予定について(資料No.3)
 - ・蔵書点検の結果について(資料No.4)
 - ・司書講習への職員の派遣について
 - ③第5次子ども読書活動推進計画(案)の報告・検討について(資料No.5)
 - ④令和5年度小平市立図書館事業統計について(資料No.6)
 - ⑤市議会6月定例会について

報告事項についての意見・質疑応答

委員:①の人員体制について、図書館機能の部門長は指定管理者か市、どちらの所属か。

事 務 局(地域コミュニティ担当):

指定管理者の所属になる。

委員:会議への出席など、市との連絡はどのくらいの頻度か。今後の参考とするため、検証できるような形を考えておいた方が良い。

事務局:市立図書館の会議は現在、月に何回か行っているが、それぞれに必要な要員に参加しても らう。

会 長:小川西町図書館に小平市職員はいなくなり、指定管理者の職員が図書館の管理運営に従事 するということか。

事務局:小川西町図書館の機能を担う職員は指定管理者の職員になる。

会 長:公民館が指定管理でないのはなぜか。

事務局(地域コミュニティ担当):

移転当初の体制として、大きな範囲は指定管理者が運営していきつつ、公民館については 直営で、という体制案が、移行が最もスムーズで、かつ移行後の運営を一体的に行うことが できるのではないかと、ヒアリング等の結果から判断した。

会 長:他は全て指定管理者になるにも関わらず、今回公民館を外すということは、図書館と公民 館を分ける、ということなのか。

事務局(地域コミュニティ担当):

なかまちテラスよりも小川複合施設の方が、公民館機能を含め複数の機能がより融合的に複合化した施設となることを目指しており、設計上も融合的なレイアウトとなっている。図書館、公民館、あすぴあ、ひらくの機能それぞれが連携して相乗効果を上げていくことが複合施設の大きな目標の一つであり、なかまちテラスよりもさらに発展的にしていくことが今回の考え方である。

会 長:複合施設には小川西町公民館長のポストは残し、小川西町図書館長のポストはなくし部門 長に代わるということか。

事務局(地域コミュニティ担当):

小川西町図書館長のことを部門長と表現しているだけであり、小川西町図書館長がいなくなるわけではない。

- 委 員:図書館のこれまで行ってきたことを引き継ぐという観点では、どのような対応を取るの か。また、図書館を指定管理にした場合のモニタリングとは、具体的にどのようなモニタリ ングを行うのか。
- 事務局: 引継ぎについては指定管理の業者が決まり次第、現在の運営スタッフと指定管理者のスタッフとで仕様書を元に業務ごとに確認しながら引継ぎを行うイメージである。 モニタリングについては、図書館が適正に運営されているかどうかを、市の観点から確認する。
- 委員:報告を受けるだけのモニタリングは実効性がないのではないか。市の職員をモニターとして残すというようなことは考えられないか。
- 事務局:小川西町図書館で市の職員と指定管理者の職員が同時に業務を行うことは難しい。実地的

な研修や、随時行う会議に参加してもらい、小平市の図書館としての運営方針などを会得してもらうことを考えている。

委員:移転の際の休館期間はどの程度を想定しているか。

事務局:移転に伴う休館期間は現在調整中である。

委員:休館期間は短い方が良い。駅にブックポストを置くなど、返却の利便性を図ると良い。

事務局:現在の小川西町図書館のブックポストを休館中に開ける可能性はある。

会 長:現在の小川西町図書館から新しい小川西町図書館へ移す資料の選書業務や IC タグを貼る 作業などは現在の小川西町図書館内で完了するのか。選書だけしておいて新しい小川西町 図書館で作業を行うのか。

事務局: 市で行う方法、指定管理者に委託する方法が考えられる。選書に関しては市で積極的に関与していく必要があると考えている。

会 長:休館期間中はブックポストの有効利用を図るべきである。

委 員:小川西町図書館の蔵書の選書と廃棄について、指定管理者が行うのではなく、市が主導権 を持って行うということで良いか。

事務局:市の図書館としての方針を決め、実務的な部分は業者に行ってもらう。

委員:小平市の図書館はそれぞれの地区図書館に特色を持たせているが、小川西町図書館の特色 は何か。

事務局:現在の小川西町図書館は主にハンディキャップサービスの中心館として位置づけている。 ハンディキャップサービスは市の図書館事業の根幹的な部分でもあるため、中央図書館に 引き継ぐことを考えている。

委員:布の絵本は、小川西町図書館に残すのか。

事務局:ある程度残し、展示に利用することなどを検討したい。

委 員:一般のほとんどの利用者は布の絵本のことを知らない。展示するなど広報を工夫することを検討してほしい。

事務局:小川西町図書館だけでなく、他の図書館でも布の絵本の展示を行っており今後も継続する

委 員:布の絵本について、著作権の関係で貸出できないものはどうする予定か。

事務局:著作権に抵触するものは閉架で保管する。

委 員:③の不読率について、「1か月間」の月は決まっているのか。

事 務 局:不読率の1か月間は、調査の時期による。回答者の過去1か月間という捉え方になる。

委 員:子ども読書活動推進計画について、この計画の位置づけはどのようなものか。拘束性はあ るのか。

事務局:根拠法令は「子どもの読書活動の推進に関する法律」である。この計画によって義務的な ものが生じるものではなく、努力目標に近いものと考える。

委 員:点検評価を行うと記載しているのであれば、不読率について何%という目標に達した・達していない、というのが本来あるべき姿ではないかと考える。課題が何で、その課題の解決の方策がこれで、それを実施することによりこういう効果が上がるということが示されるのが一番良いと考える。

- 事務局:アンケート結果から不読率を出しているが、アンケートの取り方によってもかなりバラつきが出ると考える。
- 委員:回答者に説明した上でアンケートを取らないといけなかったかもしれない。例えば「1か 月の間に1冊読み終わった」と解釈した生徒もいるかもしれない。
- 事務局:タブレットでアンケートを実施したため、前回と比較すると件数は多く集めることができたが、こどもたちがどれだけ正確に回答したかはわからない。
- 委 員:34 問は設問数が多い。タブレットで回答するにしても、途中で飽きてしまうのではない か。ただ、設問は多かったが、自由意見の回答にヒントはある。

また、こども達は1人1台タブレットを持っているため、タブレットを利用して電子書籍を読むということが、今のこども達には性に合っているのではないか。どのような本でも良いのでこどもの本を電子書籍に多めに導入してみて、どの程度反応があるのかを見てみる時期にきているのではないか。

- 事務局:電子書籍は各市導入しているが、導入当初は利用があるが、その後利用は落ちていく状況があるようだ。立川市では、市立小・中学生に電子図書館利用カードを配付し、児童書の読み放題パックを契約することで、利用の増加があったようだ。ただし、読み放題パックも高額であるという課題はある。
- 委員:実証実験的に、何校かで一定期間利用してみるというのはどうか。何かやってみないこと には同じような傾向が続くだけではないか。
- 委 員:中学生は、読み放題パックのような本は読まない。貸出冊数だけを考えるならライトノベルを入れるのは一つのアイデアであるが、読み放題パックには入っていない。そのため、読み放題パックを中学生に勧めても効果はあまりないと考える。
- 委 員: タブレットに新規購入の本、おすすめの本などの情報を毎月メールで送ることはできるのか。
- 事務局:メール機能は事業提供者であるベンダーによるところがある。読み放題パックは小学生には一定の効果はあると考えるが、最も読んでほしい中学生や高校生、または大学生あたりをターゲットにできると電子書籍は強さを発揮する可能性はある。
- 委員: 立川市の良い例があるならば、研究すべきである。予算がないのであれば青空文庫など、 できるところからやっていくべきである。
- 会 長:小学生は青空文庫にアクセスできるようになっている。中学生はどうか。
- 委 員: 東京都教育委員会が青空文庫を含めた無料で読める本のリストを作成しており、中学生も アクセスすることができる。
- 会 長:青空文庫のように我々からみていい本だという本を読みなさいといってもなかなか読ま ず、こどもの要求との差は大きい。
- 委員:こどもが青空文庫を利用するきっかけを作るような取組を学校では行っているのか。
- 委員:学校の図書館だよりに青空文庫やこども図書館の案内のサイトを掲載している。
- 委 員:どういった本があるとか、具体的な中身を掲載しているのか。
- 委員:具体的な中身までは掲載していない。
- 会 長:青空文庫にはこどもたちが興味を示さないような本が多い。

- 委 員:電子書籍を導入する予算があるのであれば、タブレットから学校図書館の本を予約できる システムや読書通帳を入れてほしい。効果があるのではないかと考える。
- 会 長:システムをどう構築するかという問題である。公共図書館の本は家庭からでも予約ができる。
- 委員:公共図書館の本を予約して、学校図書館で受け取ることはできるのか。
- 事務局:調べ学習用図書や学級文庫の受け渡しであれば現在も行っている。個々の本の受取りは配送の方法を抜本的に見直さなければ難しい。
- 委 員:こどもは自分で公共図書館の本を予約して、公共図書館に受取りに行くことはできるので、このようなことを学校で周知するのはどうか。
- 委員:利用カードを持っていない子は予約ができないため、公平ではない。個人情報の問題があるかもしれないが、入学と同時に利用カードを持っていないこどもにカードを作るということを市が行えば良いのではないか。
- 委 員:簡単に読みたい本が手に入るというシステムを作っていくなど、少しでもチャンスを増や すべきである。
- 委員:「本の前に行く」ということよりもタブレットを開いたりスマホを手に取ったりすること の方がはるかに機会が多い。はるかに触れ合う機会が多いところからつながっていくこと ができるのであれば、多少成果があるのではないか。
- 委員:タブレットをフル活用した、何か手立てはないか。簡単にリクエストができ、簡単に借り られるというシステムが必要。
- (2) 協議事項

なし

(3) その他

なし

(次回、令和6年9月24日(火)午後2時から開催予定)